

関崎さんへ_20230910

■■契約解除通知書の件

■社長ご自身の対応の稚拙さ<誠意を持って真摯に対応出来ず>を棚に上げ、利用者の非としての一方的な申し入れは看過できない
全く契約書という公式文書に対する文面の利用者への配慮も遠慮も感じられず、非礼の一言に尽きる
公式文書とは如何なるものか、扱い方・文面内容等、再勉強されん事を求めます

■9/5の回答の際も経営陣のお一人の持田看護師のみがおいでになり、秩序のない口答でのご回答、このような場合は正式回答文書を携えて、社長が出向かれ、まず挨拶から始め、本題に臨まれることこそが、本来あるべき利用者対応ということでお帰りいただき

■その後、先に申し入れたにもかかわらず、9/8またもや経営陣のお一人の持田看護師のみがおいでになり、契約解除通知書(これには代表者名と社印)と代表者名のない経営者の一員である持田看護師の失礼ながらお粗末な回答書(これにも社長名がなく関わっておられないご様子)正式文書の扱いに関しても体をなしていない

■事この如くのゆえに、すべて不同意、本来ならば逆に当方から不服申立てをすべきところであるが、<少なくとも人権問題が一段落するまでは、現状維持><なぜなら職員の方々には何の非もなく、皆さんには一生懸命対応して頂いており申し分なし、この中には前述の経営陣の看護師のお一人も含む>
<今のわたくしには誠意を持って真摯に対応されない社長へのやるせない憤懣が残るのみ>

■身体障害者・・・容認できない表現とのことですが
わたくしの文面中には
超ど天然<天才と紙一重ですから>を恥じる必要はありません

差別的な意味でなく身体障害者に近い

等と表記しておりますように、わたくしの認識の中に身体障害者を差別、蔑みの意思がないことは明らかであり、公式書類としては誠に疎かなことで、文中の一部の単語のみを抽出してのこのような指摘は容認できない旨、よって貴事業所の申し入れには不同意ということで、お預かりしている無礼極まりない契約解除通知書はのしを付けてお返しを

■ご不満があればこの書面を添付して市の方へ調停のお申し立てをあなたの代表取締役社長としての見識が疑われることは必定と考えますが

■わたくしはこれまでに内閣府、警視総監、県警本部長、国家公安委員長、教育委員長等に抗議文を提出しているが、これらの文書処理をするプロからそれなりの評価を受け、要望を受理して頂いている実績があるものが言うのですから